# 令和８年度首里城公園防災・防火管理評価委員会
# 運営支援業務　仕様書

## １　当該業務の目的

沖縄県は、首里城正殿等を含む首里城公園内の施設について、二度と火災による焼失を生じさせないよう、国の首里城正殿等の復元に向けた取組と連携し、首里城公園の管理体制の構築に取り組んでいる。

令和３年度には、沖縄県が設置する第三者委員会として首里城公園管理体制構築検討委員会を設置し、「首里城公園管理体制構築計画」を策定、令和４年度以降は計画に位置付けられた取組方針の実現にむけ検討を行ってきた。

令和８年４月から開始された指定管理では、現場での訓練等の実践を通して、技術の蓄積等によるレベルの維持・向上を適切な防火管理の実行体制の仕組みとして確立させるため、防災・防火業務の仕様発注による契約方法へ見直しを行った。また、県が主体的に防災・防火業務の継続的な改善に取り組むことで、二度と火災を起こさない体制を構築している。

令和８年度から、首里城公園管理体制構築検討委員会から引き継がれた「首里城公園防災・防火管理評価委員会（以下「管理委員会」という。）」が設置された。

本業務は、首里城公園における防災・防火業務の適切な遂行確認や復元の段階に応じた今後の課題検討、次々期指定管理に向けた検討を行うため、管理委員会の運営を支援することを目的とする。

令和８年度は「首里城公園防災・防火業務仕様書」に基づく指定管理者のモニタリングを行い、管理委員会へ報告、評価を受けることとしている。この評価結果を指定管理者制度運用委員会へ報告し、総合的な意見を受けることとしている。

## ２　業務概要

⑴　業務名：令和８年度首里城公園防災・防火管理評価委員会運営支援業務委託

⑵　契約期間：契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

⑶　履行場所：沖縄県内

⑷　業務内容：以下に関すること

ア　モニタリング支援

指定管理者から提出される上半期実績報告書及び月次報告、並びに「防災・防火業務の自己点検・評価シート」の突合を行うとともに、指定管理者へのヒアリング等をとおして内容の精査を行う。その上で沖縄県の評価シート（案）を作成する。

イ　管理委員会の開催及び運営支援

首里城公園における防災・防火業務の適切な遂行の確認や、復元整備の段階に応じた今後の課題の検討を行うことを目的に設置する管理委員会の運営支援を行う。令和８年度の委員会は１回とする。

①　委員との日程調整及び会場準備（会場費）

②　会議資料（案）の検討・作成

③　議事録の作成、委員への旅費等（交通費及び宿泊費）及び謝礼金の支払

なお、会議資料については、ア　モニタリングに係る資料とし、その他会議資料は、別途業務で作成される資料を提示するものとする。

・　委員は４名（県内在住１名、県外在住３名（東京都２名、兵庫県１名））を予定しており、県が選定する。

ウ　首里城公園指定管理者制度運用委員会への報告資料の作成

管理評価委員会の評価を踏まえ、首里城公園指定管理者制度運用委員会への報告資料（案）を作成する。

エ　打合せ協議

業務着手時、中間、成果品納入時に調査職員と打合せ協議を行う。（５回程度）※協議簿等作成含む

オ　報告書の作成

業務の実施報告書を作成する。

カ　提案内容

① 首里城公園の防災・防火業務の実施状況や課題を客観的かつ正確に把握・評価するための、具体的なモニタリング手法（現地調査、書類審査等）の考え方について

② モニタリングで判明した課題や是正事項を、県や指定管理者へ効果的にフィードバックし、実効性のある業務改善につなげるための支援方法について

⑸　成果物の納品

①　報告書　１部

②　電子データ（ＣＤ－ＲＯＭ）１枚

③　提出期限：令和９年３月 31 日

④　提出先：沖縄県土木建築部都市公園課

## ３　著作権

成果物の著作権及び所有者は、沖縄県に帰属する。ただし、本業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

## ４　業務の再委託の制限

⑴　一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

〇契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

⑵　再委託の相手方の制限

本契約の企画競争公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

⑶　再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

〇その他、簡易な業務

資料の収集･整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

## 5　その他

本仕様に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、沖縄県土木建築部都市公園課との協議の上、その指示に従うこと。